

利用者負担額（保育料）表（保育園等の2号・3号認定子ども）

階層区分		利用者負担額（円）				
		0～2歳児クラス		3～5歳児クラス		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯、里親世帯	0	0	0	0	
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
3	市町村民税が均等割のみの世帯	2,500 (0)	2,400 (0)	0	0	
4	市町村民税の所得割課税額が右の区分に該当する世帯	35,000円未満	4,500 (0)	4,400 (0)	0	0
5		35,000円以上 48,600円未満	6,300 (0)	6,100 (0)	0	0
6		48,600円以上 57,700円未満	8,100 (0)	7,900 (0)	0	0
7		57,700円以上 65,000円未満	9,800 (0)	9,600 (0)	0	0
8		65,000円以上 77,101円未満	11,500 (0)	11,300 (0)	0	0
9		77,101円以上 89,000円未満	13,200 (0)	12,900 (0)	0	0
10		89,000円以上 97,000円未満	14,800 (0)	14,500 (0)	0	0
11		97,000円以上 107,000円未満	16,400 (0)	16,100 (0)	0	0
12		107,000円以上 119,000円未満	18,100 (0)	17,700 (0)	0	0
13		119,000円以上 131,000円未満	19,700 (0)	19,300 (0)	0	0
14	131,000円以上 143,000円未満	21,300 (0)	20,900 (0)	0	0	
15	143,000円以上 157,000円未満	22,900 (0)	22,500 (0)	0	0	

階層区分		利用者負担額（円）				
		0～2歳児クラス		3～5歳児クラス		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
16	市 町 村 民 税 の 所 得 割 課 税 額 が 右 の 区 分 に 該 当 す る 世 帯	157,000 円以上 163,000 円未満	24,900 (0)	24,400 (0)	0	0
17		163,000 円以上 169,000 円未満	27,500 (0)	27,000 (0)	0	0
18		169,000 円以上 180,000 円未満	30,000 (0)	29,400 (0)	0	0
19		180,000 円以上 196,000 円未満	33,900 (0)	33,300 (0)	0	0
20		196,000 円以上 215,000 円未満	37,500 (0)	36,800 (0)	0	0
21		215,000 円以上 250,000 円未満	41,300 (0)	40,500 (0)	0	0
22		250,000 円以上 270,000 円未満	46,000 (0)	45,200 (0)	0	0
23		270,000 円以上 301,000 円未満	48,000 (0)	47,100 (0)	0	0
24		301,000 円以上 330,000 円未満	52,000 (0)	51,100 (0)	0	0
25		330,000 円以上 397,000 円未満	54,000 (0)	53,000 (0)	0	0
26	397,000 円以上 517,000 円未満	57,000 (0)	56,000 (0)	0	0	
27	517,000 円以上	58,900 (0)	57,800 (0)	0	0	

★年齢区分は、4月1日時点のクラス年齢で決まります。

★表中の保育料については、在園児が第1子の場合は表中上段の額、第2子以降の場合は()内の額を適用します。

★市民税所得割額が77,101円未満で、教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属するものが要保護者等(注1)に該当する場合は、在園児が第1子の場合は表中上段の額に2分の1を掛けた額(100円未満は切り捨て)、第2子以降の場合は()内の額を適用します。

★就学前の兄弟姉妹が負担額算定基準者（注2）に該当する場合は、在園証明書をご提出ください。

★小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例及び同施行規則、小平市特定保育所の保育料に関する条例および同施行規則、小平市認定こども園及び幼稚園並びに特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則、小平市保育措置費徴収条例および同規則に基づき決定します。

（注1）

- ・教育・保育給付認定保護者が、母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたもの（在宅障害者、在宅障害児に限る）
- ・療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けたもの（在宅障害者、在宅障害児に限る）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（在宅障害者、在宅障害児に限る）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害者、在宅障害児に限る）
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅障害者、在宅障害児に限る）

（注2）負担額算定基準者

就学前の兄弟姉妹が、特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援のいずれかの施設を利用している場合に該当

【保育料算出例①】

市民税所得割課税額の世帯合計・・・15万円

保育必要量・・・保育標準時間

世帯構成と保育料

父

母

小学2年生（第1子）

保育園2歳児クラス ⇒ 15階層 第2子 のため 0円

保育園0歳児クラス ⇒ 15階層 第3子 のため 0円

【保育料算出例②】

市民税所得割課税額の世帯合計・・・15万円

保育必要量・・・保育短時間

世帯構成と保育料

父

母

保育園2歳児クラス ⇒ 15階層 第1子 のため 22,500円

保育園0歳児クラス ⇒ 15階層 第2子 のため 0円